最終更新日:2015年3月31日

キヤノン株式会社

代表取締役会長兼社長 CEO 御手洗冨士夫
問合せ先:IR推進室/03-3758-2111
証券コード:7751
http://www.canon.co.jp/ir/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

企業が健全なコーポレート・ガバナンス体制を確立し、継続的に企業価値を向上させていくためには、経営における透明性の向上と経営監視機能の強化が不可欠であると考えております。また同時に、企業の永続的な発展のためには、役員、執行役員及び従業員一人ひとりの倫理観と使命感も極めて重要であると認識しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	58,306,900	4.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	48,346,700	3.62
第一生命保険株式会社	37,416,380	2.81
バークレイズ証券株式会社	30,228,586	2.27
モックスレイ・アンド・カンパニー・エルエルシー	26,572,812	1.99
株式会社みずほ銀行	22,558,173	1.69
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223	20,146,784	1.51
野村證券株式会社	19,622,777	1.47
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	17,439,987	1.31
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505225	16,565,115	1.24

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

2.資本構成【大株主の状況】についての補足説明
大株主の状況は2014年12月31日現在の状況です。なお、同日現在で大株主の状況に記載の他に当社が保有する自己株式241,931,637株(割合18.14%)があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部、札幌 既存市場、福岡 既存市場
決算期	12 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

2015年3月31日現在、当社は国内では上場子会社2社を有しておりますが、日常の経営判断や業務執行等については各社の独立性を尊重しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	30 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	17 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
齊田　國太郎	弁護士								△			
加藤　治彦	その他								○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
齊田　國太郎	○	当社は、齊田國太郎氏に対し、顧問報酬を支払っていたことがありますが、報酬は多額でなく、契約は既に終了しております。	齊田國太郎氏は、高松、広島、大阪各高等検察庁検事長などの要職を歴任後、弁護士として企業法務に携わっており、豊富な経験と高度な専門的知識を有していることから、それらを当社の経営に活かしたく、社外取締役として選任しております。 また、同氏は、取引所の定める独立性基準に照らし、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないものと判断したため、独立役員として指定しております。
		加藤治彦氏が代表取締役社長を務める株式会社証券保管振替機構と当社との	加藤治彦氏は、財務省主税局長、国税庁長官などの要職を歴任し、国の財政運営に携わったことによる豊富な経験と高度な専門的知識に加え、株式会社証券保管振替機構の社長と

加藤　治彦	○	間には取引がありますが、株式等振替制度の利用に伴い同社所定の手数料を支払っているものであります。 また、当社は、同氏に対し顧問報酬を支払っていたことがありますが、報酬は多額でなく、契約は既に終了しております。	して経営の経験も有していることから、それらを当社の経営に活かしたく、社外取締役として選任しております。 また、同氏は、取引所の定める独立性基準に照らし、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないものと判断したため、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

【監査役と会計監査人の連携状況】
　監査役及び監査役会は、年初に会計監査人からの監査計画の概要や重点監査項目についての報告を受け、その妥当性についての意見を述べております。監査結果や会計監査人が把握した内部統制システムの状況及びリスクの評価等に関する意見交換を、会計監査人との間で適宜行っております。また、必要に応じて会計監査人の往査及び監査講評に立ち会うほか、会計監査人から必ず会計監査及び内部統制監査の報告を受けるとともに、監査の品質管理体制について詳細な説明を受けその妥当性を確認しております。この他にも会計監査人に対して、各種の監査の実施経過について適宜報告を求めるなど、恒常的な連携を維持しております。
　なお、外部監査につきましては、監査法人の独立性を監視することを目的として、監査契約等の内容や報酬額を対象とした監査役会による事前承認制度を導入しております。

【監査役と内部監査部門の連携状況】
　監査役及び監査役会は、年初に内部監査部門である経営監理室と、内部監査計画の概要、内部監査項目についての事前確認を行っております。内部監査実施後には、内部統制システム等の構築及び運用状況についての監査及び評価の報告を経営監理室から受けております。なお、品質や環境、情報セキュリティ、物理セキュリティ等の各種監査についても、経営監理室から監査結果の報告を受けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大江　忠	弁護士													
吉田　修己	公認会計士										△			
北村　国芳	他の会社の出身者										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大江　忠	○	―――	大江忠氏は、弁護士として長年にわたり企業法務の実務に携わるとともに、法学研究を専門とする大学教授としての経験もあるなど、豊富な経験と高度な専門的知識を有していることから、それらを経営全般の監視と、一層の適正な監査の実現のために活かしたく、社外監査役として選任しております。 また、同氏は、取引所の定める独立性基準に照らし、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないものと判断したため、独立役員として指定しております。
吉田　修己	○	吉田修己氏が過去所属しておりました有限責任監査法人トーマツは、当社の会計監査を担当する監査法人ではありません。また、同監査法人と当社との間には業務委託契約等に基づく取引がありますが、その年間取引額は、当社および同監査法人それぞれの年間売上高の1%に満たない額であります。	吉田修己氏は、公認会計士として、長年にわたり企業会計の実務に携わっており、企業会計に関する豊富な経験と高度な専門的知識を有していることから、それらを経営全般の監視と、一層の適正な監査の実現のために活かしたく、社外監査役として選任しております。 また、同氏は、取引所の定める独立性基準に照らし、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないものと判断したため、独立役員として指定しております。
北村　国芳	○	北村国芳氏は、第一生命保険株式会社の出身者であります。同社は当社の株主でありますが、その持株比率は約3.4%（発行済株式総数から自己株式数を控除して算出）であります。また、同社と当社との間には保険契約等に基づく取引がありますが、その年間取引額は、当社および第一生命保険株式会社それぞれの年間売上高の1%に満たない額であります。	北村国芳氏は、生命保険会社において長年にわたり幅広い分野の仕事に携わっており、実務家としての視点に加え、企業経営に関する相当程度の知見を有していることから、それらを経営全般の監視と、一層の適正な監査の実現のために活かしたく、社外監査役として選任しております。 また、同氏は、取引所の定める独立性基準に照らし、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないものと判断したため、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

（業績連動型報酬の導入）
　賞与について、当社の定める基準に基づき、当該年度の会社業績に連動し算出された支給総額を定時株主総会に提案し、承認を得ております。

（ストックオプション制度の導入）
　対象者の業績向上に対する意欲や士気を中長期の視点から高め、企業力の一層の強化に繋げて、持続的な企業価値向上に資することを目的としております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

従業員とは、重要な職責を担う幹部従業員をいいます。その他は執行役員をいいます。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上である者につきましては、有価証券報告書において個別開示を行っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等の決定に関する方針につきましては、以下のとおりです。

＜報酬構成＞
取締役の報酬は、役割／職務執行の対価としての「基本報酬」、当該年度の会社業績に連動した「役員賞与」から構成されております。
また上記に加え、中長期インセンティブとしての「ストックオプション」を付与することがあります。

＜決定方法＞
1.基本報酬
株主総会の決議により、取締役全員の報酬総額の最高限度額を定めております。各取締役の報酬額は、当社の定める基準に基づき、取締役会の決議により決定いたします。
2.役員賞与
役員賞与は、当社の定める基準に基づき、当該年度の会社業績に連動し算出された支給総額を定時株主総会に提案し、承認を得ております。
各取締役の賞与支給額は、株主総会で承認された支給総額に基づいて、取締役会の決議により、役位・個人業績等を考慮して決定いたします。
3.ストックオプション
業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行することおよびその内容を定時株主総会に提案し、承認を得ております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役には、取締役会の上程議案について担当部門から事前に説明を行います。
また、当社は監査役室に専任スタッフを配置し、社外監査役を含む監査役5名をサポートしております。取締役会の上程議案に関する事前説明は、社内監査役または関係部門の責任者から行っております。また、会計監査人や内部監査部門である経営監理室からの監査に関する説明や報告の際には、社外監査役も全てに出席することになっておりますが、出席が出来ない場合でも、出席した監査役や専任スタッフからの報告などにより状況を把握できるようにしております。更に監査役会を月に1回以上、情報共有および監査役会の補完を目的とする監査役連絡会を随時開催し、重要事項およびそれぞれの監査内容に関する情報を監査役間で共有しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

（代表取締役、取締役、取締役会）
代表取締役であるCEO（Chief Executive Officer）が最高経営責任者としてキヤノングループの経営戦略、経営方針を決定し、業務執行を統括しております。代表取締役は現在CEOのほか、財務に関する事項を統括するCFO（Chief Financial Officer）がおります。
事業運営は、CEO統括の下、事務機、カメラ等の一定の製品分野を担当する事業部門の長が、開発から生産、販売まで連結ベースで一貫して責任を負う体制を敷いております。一方、経理、人事、品質、環境、法務等の分野をそれぞれ統括する本社管理部門が各事業部門を支援するとともに、統制する役割を果たしております。
取締役会は、現在、独立役員である社外取締役2名を含む17名の取締役から構成されており、内部統制システムの体制整備に関する方針等、会社法に定める事項その他重要な経営、業務執行に関する事項を決定するとともに、CEOが統括する業務執行につき定期的及び必要に応じて報告を受け、これを監督しております。
取締役の多くは、それぞれ各主要組織の責任者として業務執行に携わっておりますが、取締役がより経営と監督に注力できるよう、執行役員を置き、業務執行を分担させております。執行役員は、2015年4月1日をもって女性を含む22名となる予定です。

（経営戦略会議、リスクマネジメント委員会、開示情報委員会）
代表取締役、業務執行取締役及び一部の執行役員で構成する経営戦略会議を置き、CEOの決定事項のうち、グループ戦略に関わる重要案件につき、事前審議をしております。本会議には社外取締役及び監査役も出席し、意見を述べることができます。
また、当社は、取締役会決議に基づき、キヤノングループのリスクマネジメント体制の整備に関する方針や施策を立案するリスクマネジメント委員会を置いております。同委員会は、財務報告の信頼性確保のための体制の整備を担当する財務リスク分科会、企業倫理の徹底及び遵法体制の整備を担当するコンプライアンス分科会、品質リスクや情報漏洩リスク等の事業リスク全般の管理体制の整備を担当する事業リスク分科会の3つの分科会から構成されています。リスクマネジメント委員会は、リスクマネジメント体制の整備状況を検証し、その結果をCEO及び取締役会に報告する役割を担っております。
その他、重要会社情報の適時、正確な開示のため、開示情報の内容や開示時期等を審議する開示情報委員会を置いております。

（監査役、監査役会）
当社は、監査役会設置会社です。監査役は、現在5名であり、うち3名が独立役員である社外監査役です。監査役は、監査役会で決定した監査方針、監査計画に従い、取締役会、経営戦略会議等への出席、取締役等からの報告の聴取、重要な決裁書類等の閲覧、当社及び子会社の業務及び財産の状況の調査等を行い、これらにより、内部統制システムの整備・運用状況を含む取締役等の職務執行に対する厳正な監査を実施し、

経営への監視機能を果たしております。また、内部監査部門及び会計監査人と密接に連携することにより、監査の実効性の向上を図っております。

（内部監査部門）
内部監査部門である経営監理室は、約70名のスタッフを擁しており、業務の有効性や効率性、コンプライアンス、情報セキュリティ、その他さまざまな観点から、グループ会社を含め各拠点、部門を隈なく監査し、評価、提言を行っております。監査結果は、CEOのほか、監査役会にも報告され、監査役監査を補完する役割も果たしています。

（会計監査人）
当社は新日本有限責任監査法人と監査契約を結び、会計監査を受けており、監査役は会計監査人から監査の品質管理体制について詳細な説明を受け、その妥当性を確認しております。
なお、監査法人の独立性を監視することを目的として監査契約等の内容や報酬額を対象として監査役会による事前承認制度を導入しており、「監査および非監査業務のための事前承認の方針と手続き」に基づき、個別契約毎の事前承認を厳格に行っております。
当社の第114期（2014年12月期）の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名および所属する監査法人名は以下のとおりとなっております。

（業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人）
（指定有限責任社員 業務執行社員 英公一、新日本有限責任監査法人）
（指定有限責任社員 業務執行社員 中谷喜彦、新日本有限責任監査法人）
（指定有限責任社員 業務執行社員 関口茂、新日本有限責任監査法人）
（指定有限責任社員 業務執行社員 田中清人、新日本有限責任監査法人）
（注1）継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。
（注2）同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士21名、その他31名です。

（取締役及び監査役との責任限定契約）
当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役および社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する限度額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

コーポレート・ガバナンス体制を確立し、継続的に企業価値を向上させていくためには、経営の透明性の確保と経営に対する監督・監視機能の強化が不可欠であると考えております。
当社は、現場の実態を熟知した者こそ、取締役会において活発な議論ができ、迅速かつより実効性のある意思決定及び適切な監督を行えるとの考えから、取締役の多くは主要組織の責任者として業務執行も担当しております。
また、執行役員を置き、業務執行を取締役と分担することにより、取締役がより経営と監督に注力できる体制としております。
一方で、社内出身者とは異なる客観的視点を経営に活用するため、独立役員である社外取締役2名を選任しております。当該2名は、ともに、会社の状況につき積極的に報告を聞き、社外で要職を務めてきた経験と豊富かつ高度な見識に基づき、取締役会の場で意見を述べております。
当社は、監査役制度を採用しております。監査役の過半数を占める社外監査役の全員が独立役員であり、独立性、中立性、専門性を発揮し、経営をモニタリングしております。また、内部監査部門の組織・権限を強化し、幅広くかつ隈なく監査を実施するとともに、監査役、内部監査部門、会計監査人が相互に密接に連携して監査の実効性の向上を図っております。
また同時に、役員及び従業員一人一人の倫理観と使命感も極めて重要であると認識し、会社創立まもなく確立した「三自の精神」（自発、自治、自覚）を土台にした行動規範の策定・徹底や意識向上のための教育を行っております。
こうした取組みにより、経営の透明性の確保と経営に対する監督・監視機能の強化が図られており、当社のコーポレート・ガバナンスは有効に機能していると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	直近の定時株主総会においては開催日の25日前に発送いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能にしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知の参考英訳を作成し、自社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	関連法規及び証券取引所の開示ルールに則って、株主及び資本市場に対して情報が正確かつ網羅的に開示される体制を強化するために、2005年4月に「開示情報委員会」を設置しました。重要な会社情報について、適時開示の要否、開示内容、開示の時期等の検討及び決定の役割を担うとともに、各部門で発生した重要な会社情報について、迅速かつ網羅的に情報を収集する体制を構築しております。なお、株主や投資家等に対して、経営方針説明会、四半期毎の決算説明会、個人投資家向け説明会やホームページの充実等を通して経営状況について迅速かつ正確な情報開示を継続して実施しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	自社ホームページ上に個人投資家向けの専用ページを設けている他、適宜、説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	代表取締役会長兼社長　CEOによる経営方針説明会を毎年継続的に実施しております。 また、各四半期の決算発表当日に、代表取締役副社長　CFOが、国内のアナリスト・機関投資家向けに決算説明会を実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	代表取締役副社長　CFOが海外投資家を継続的に訪問し、経営戦略や事業戦略の説明をしております。 また、各四半期の決算発表当日に、代表取締役副社長　CFOが、電話会議を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	開示資料は原則的に全て掲載しており、日本語サイトと英語サイトの双方に同内容の資料を掲載するように努めております。また、各種説明会の音声或いは動画、ヒストリカルデータ(過去10 年分の財務データ)、株価情報も掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	担当部門は経理本部IR推進室となっております。担当役員は代表取締役副社長　CFO、事務連絡責任者はIR推進室 室長となっております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、企業理念に「共生」を掲げており、顧客・地域社会・株主に対してはもちろん、国や地域、地球や自然に対してもよりよい関係をつくり、社会的責任を果たすことをめざしております。この理念は「キヤノングループ行動規範」に盛り込まれており、当社役員、執行役員および従業員は、この規範に沿って業務を遂行しております。
	当社では、環境保全、コンプライアンス、品質保証などの社会的要請の高い分野については、

環境保全活動、CSR活動等の実施	従来よりそれぞれの専門部門が責任を持って対応しております。さらに、2012年には「キヤノングループCSR活動方針」を制定し、統一した方針のもと、CSR担当部門がキヤノングループ全体のCSR活動を統括し、推進しています。これらの活動の詳細につきましては、「キヤノン サステナビリティレポート」にて開示しております。レポートに加え、最新の情報も適宜WEBサイトにて開示しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示の方針については、独自のガイドラインを定め、これに則った形での情報開示をしております。また、2005年に「開示情報委員会」を設置し、重要な経営情報を正確かつ網羅的で公正に開示できるようにしております。
その他	＜女性の活躍の方針・取組に関して＞ 当社では、「共生」の理念のもと、人種や性別、年齢といった違いだけでなく、習慣や価値観など内面的な違いも含めて受容し、その違いを組織の成長に活かしていくダイバーシティを推進しております。このダイバーシティ推進を加速させるため、2012年に全社横断プロジェクトを立ち上げ、最優先テーマとして「女性社員の活躍推進」に取り組んでおります。 当社は、仕事と家庭の両立を目指す女性社員にとって働きやすい環境の整備に努めており、育児休業取得者がほぼ100%復職するなどの成果をあげております。さらに、活躍の場を広げていくことができるよう、キャリア形成支援、職場の意識・慣行の改善などに加え、人事諸制度の見直しの検討を進めております。 2015年3月までの主な施策は、以下のとおりとなっております。 ・各種研修・セミナーの実施（女性リーダー研修、上司参加型育児休業復職セミナー等） ・外部識者による講演会の開催、社内WEBサイトでの情報発信、座談会実施等による啓発活動 ・柔軟な働き方に向けた人事諸制度および職場慣行見直しの提案　など

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

＜内部統制システムについての基本的な考え方および整備状況＞

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
（1）創立当初からの普遍の行動指針である「三自の精神（自発・自治・自覚）」に基づき、取締役、執行役員および使用人が業務の遂行にあたり守るべき規準として「キヤノングループ行動規範」を制定し、その下で、高い倫理観と遵法精神を備える自律した強い個人を育成すべく、コンプライアンス推進活動を実施しております。
（2）反社会的勢力とは関係を一切持たないとの基本方針を徹底するとともに、対応部署を設置し、警察等の外部機関との協力体制を維持強化しております。
（3）内部監査部門、法務部門等が、遵法の指導、モニタリングを行い、コンプライアンスの強化を図っております。
（4）内部通報制度を活用し、不祥事の未然防止を図っております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
文書管理基本規程その他の社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を保存、管理し、取締役、監査役および内部監査部門が、随時閲覧できる体制をとっております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（1）経営戦略会議において重要案件を慎重に審議し、事業リスクの排除、軽減を図っております。
（2）財務報告の正確性と信頼性を確保するために、業務プロセスの特定とリスクの評価を行い、これらをすべて文書化し、統制活動の実施状況を定期的に確認しております。
（3）多様化するリスク（品質、環境、災害、情報、輸出管理等）から企業を守り、社会からの信頼を維持するため、各種社内規程を策定し、その遵守を図ることにより、リスク管理体制を構築しております。特に、製品安全リスクについては、安心・満足して使用できる安全な製品を社会に提供するため、「製品安全に関する基本方針」を制定しております。
（4）内部監査部門の監査により、リスクの早期発見、早期解決を図っております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1）経営戦略会議において、重要案件の事前審議を行い、取締役の迅速かつ適正な意思決定を促進しております。
（2）長期経営計画の設定により経営方針を明確化し、中期計画において社内目標を具体化するとともに、年間および四半期の短期計画、月別予算管理により、業務遂行の進捗管理を行い、経営資源の最適活用を図っております。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
（1）「キヤノングループ行動規範」に基づき、グループ全体にわたりコンプライアンス推進活動を実施し、遵法・企業倫理意識を浸透させております。
（2）内部監査部門、法務部門等により、グループ全体の事業活動について遵法の指導、モニタリングを行っております。
（3）グループ中期計画や経営戦略会議における審議を通じて、グループ企業の事業活動の健全性および効率性を確保しております。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人およびその独立性に関する事項
（1）「監査役室」を設置し、必要な員数の専任使用人を配置しております。
（2）「監査役室」は、取締役会から独立した組織とし、その使用人の人事異動には、監査役会の事前の同意を要することとしております。

7. 監査役への報告に関する体制その他監査役の監査の実効性を確保するための体制
（1）取締役は、会社に著しい影響を及ぼす事実について、監査役に速やかに報告するほか、監査役との間で予め協議決定した事項について、監査役に定期的に報告をしております。
（2）監査役は、会計監査人から定期報告を受けております。
（3）監査役は、経営戦略会議やその他の重要な会議に出席しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本方針
当社は、当社および当社グループ各社が市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度を貫き、反社会的勢力との関係を遮断することを基本方針としております。

2. 整備状況
（1）取締役会決議をもって、上記のとおり、内部統制システムに反社会的勢力との関係遮断について盛り込んでいるほか、当社就業規則においても、同趣旨の規定を定め、従業員に対してその徹底を図っております。
（2）本社総務部門を反社会的勢力対応のグループ統括部署とし、各総務担当部署との間で、反社会的勢力およびその対応に関する情報を共有し、反社会的勢力との取引等の未然防止に努めております。
（3）警察および弁護士等の外部機関との連携体制を構築しております。
（4）賛助金の支払いについては、法律上、企業倫理上の観点から問題のないことをチェックするため、事前にこれを審査しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

コーポレート・ガバナンス体制の模式図及び適時開示体制の概要は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンス体制の模式図

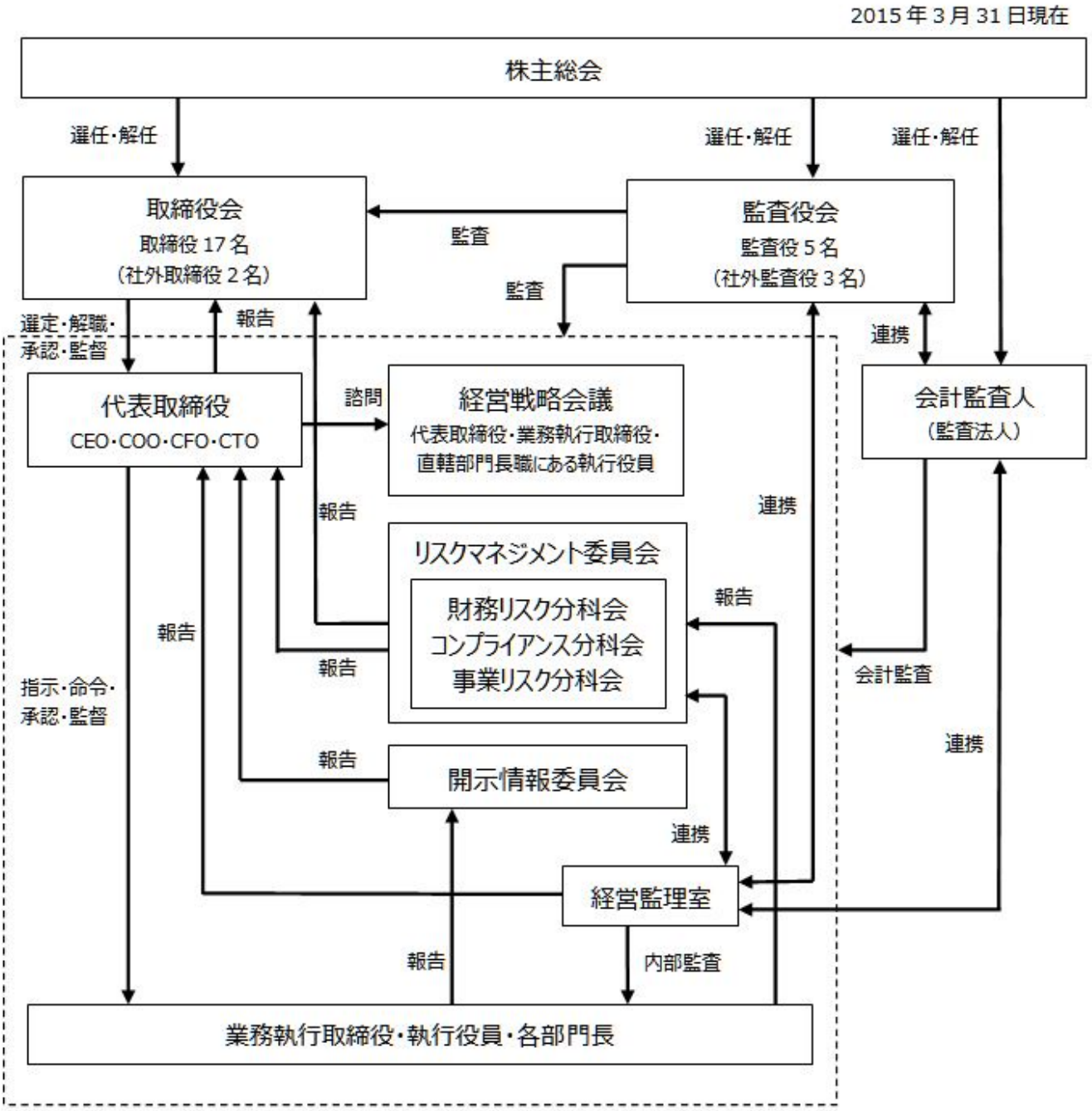

適 時 開 示 体 制 の 概 要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

公正、公平でかつ適時に必要な情報を開示するため、適時開示に該当すると想定される重要な会社情報に関しては、当該情報の管轄部門から適宜、社長を委員長とする「開示情報委員会」に報告され、開示の要否を決定する体制を構築しております。

「開示情報委員会」の委員は、経理部門、法務部門、広報部門を統括する責任者と当該情報の管轄部門の責任者で構成され、報告された案件に関して、適時開示の要否、開示時期、開示内容、開示方法等の適時開示に必要な決定を迅速に行う役割を担っております。

また、「開示情報委員会」は、重要な会社情報に関する開示統制の評価を含め、開示体制の構築と維持整備を行う役割も同時に担っております。

尚、決定事実に関する重要な会社情報に関しては、必要な社内での機関決定を経た後、速やかに情報開示を行う体制となっております。

以上